

協議のなかから

以下のような内容の意見や説明がありました。

〔地域審議会の取扱い関連〕

地域審議会の設置期間について質問があり、合併特例法に期限を定める旨の規定があり、市町村建設計画の期間と合わせて10年間としたものであるとの説明がありました。

〔市議会の議員の定数及び任期の取扱い関連(次回提案予定案件)〕

首長や理事者、議会議員は、住民の代表者なので、合併協議の行く末を見極めてもらいたい。また、そうすることが住民の負託に応えることになる。

議員の在任特例は、住民の利益代表者としての責務を果たすために必要であり、現在の美原町の議員は、堺市の議員と力を合わせて、新市の発展と市民福祉の向上にまい進する決意だ。

これまで堺市が周辺自治体と編入合併した際は、増員選挙を行ってきた経過がある。在任特例は例外的な措置であり、選挙の平等という観点からも、定数特例による2名の増員選挙で行くべきだと考える。

編入合併ということで、美原町では、期待よりも不安の方が大きいのではないかと。将来の美原のまちづくりを考えれば、2年間の在任特例は必要であり、私たちとしては、美原からの申し出に沿って一緒にやっていきたい。

〔合併の基本4項目関連(次回提案予定案件)〕

政令市と美原区の設置をめざすという固有の目標があるのだから、合併の期日については、特例法の期限内の早い時期を目標とし、現在の美原町の議員が新市の平成17年度予算の審議に加われるよう検討してもらいたい。

住民サービスの向上と政令指定都市への移行・美原区設置の早期実現のため、合併特例法の期限内の早い時期に合併することが大切と思う。

